

## 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」の追補について

### 1 概要

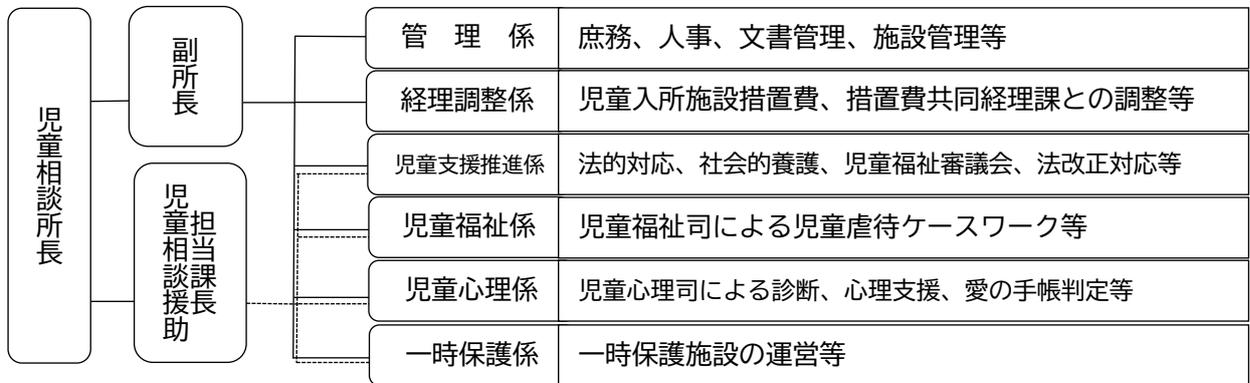
令和5年3月に策定された「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」(以下「計画」という。)については、これまで都との確認作業及び国への政令指定要請等を経ながら、計画内容に基づき、令和7年4月の児童相談所の開設に向け、着実に準備体制を整えているところである。

この間、児童福祉法改正に伴う国からの各種通知等の発出及び他自治体が設置した児童相談所との意見交換等を踏まえ、児童相談所の課題の解決に向けた組織体制案について、計画において追補する。

### 2 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」の追補にあたっての視点

- (1) 児童福祉法改正に的確に対応し、児童相談所の専門的スキルを継続的に担保する組織の確立
- (2) 円滑な児童相談所運営に資する措置費等の事務執行及び一時保護施設の体制の強化
- (3) 児童福祉司、児童心理司における相談援助業務に対するフォローアップ体制の構築

### 3 区児童相談所開設に伴う組織体制(案)の追補について(計画11ページ関係)



### 4 その他

新たな組織体制(案)及び必要となる人員については、企画課及び職員課等関係部署と協議し、体制の整備・充実を図っていく。

### 5 参考資料

「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」(国への提出版)